

令和3年8月12日

各保育園 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症モニタリング検査（PCR検査等）

モニター募集のお知らせ

各保育園の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に深いご理解と幅広いご協力をいただき誠にありがとうございます。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、モニタリング検査に御協力いただける事業所等の皆様方を募集しております。

モニタリング検査は、無症状者の方を対象に、14都道府県（北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県）で実施しています。

最近のクラスター発生事例などから、特に感染が拡大している地域の保育園等をはじめ、密になりやすく、多くの人が入りし接触する事業所におかれては、積極的な御利用をお願いいたします。

モニターとなっただけの保育園等におかれては、保育士など職員の方のPCR検査等にご協力いただくことになります。検査費用をご負担いただくことはありません。上記の本事業の趣旨・目的に御賛同いただき、モニターを希望する保育園等（上記の自治体に所在する保育園等に限ります）におかれては、下記リンクより御登録いただきますようお願いいたします。御登録いただいた保育園等には、後日、本事業の管理会社である電通テックより、検査の手順等の説明会の御連絡をさせていただきます。

なお、（モニタリング検査に限りませんが）検査の結果が陽性疑いとなった場合には、速やかに医療機関を受診していただく（検査前に同意をいただきます）ことをお願いします。

御登録いただいた事業所等の方には、内容を確認の上、本事業の管理団体からメール等によりご連絡をさせていただくこと、また、御登録いただいた情報について、自治体及び本事業の管理会社と共有させていただく可能性があることについて、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットや毎日の職員の健康状態を把握するための健康観察アプリを活用（※）することも有効と考えますので、併せて御承知いただきますよう宜しくお願いいたします。

（※）抗原簡易キット及び健康観察アプリの活用に関する詳細については、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月

25 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡) をご参照ください。なお、健康観察アプリについては、典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HPにおいても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリを紹介 (<https://corona.go.jp/health/>) しておりますので、併せてご参照ください。

記

○感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

○「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

以上